

社会福祉法人明円寺会 役員等費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明円寺会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定めることを目的とする。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会、苦情対応第三者委員
- (2) 監事による定期または臨時検査
- (3) 行政機関による監査の立会い
- (4) 役員研修会及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める1日当たりの額に出席日数を乗じて得た額を支給する。

区 分	1日当たりの額
住所地在夜明・大鶴にある者	500 円
その他の者	1,000 円

2 前条(4)及び(5)の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人明円寺会旅費規程」を準用し、施設長の旅費(鉄道賃、船賃、航空賃金、車賃日当及び宿泊料)に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理に法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、当該職員の「社会福祉法人明円寺会職員旅費規程」に準じた額の旅費とする。

3 前条(6)の業務の場合には、業務内容に応じて前2項に規定する額を支給する。

ただし、日本国外への業務の場合は、市職員旅費規程に準じて理事長が定めた額を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

ただし、止むを得ず当該法人の施設外で行う場合は、前条第2項により支給する。

(雑 則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月18日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。